

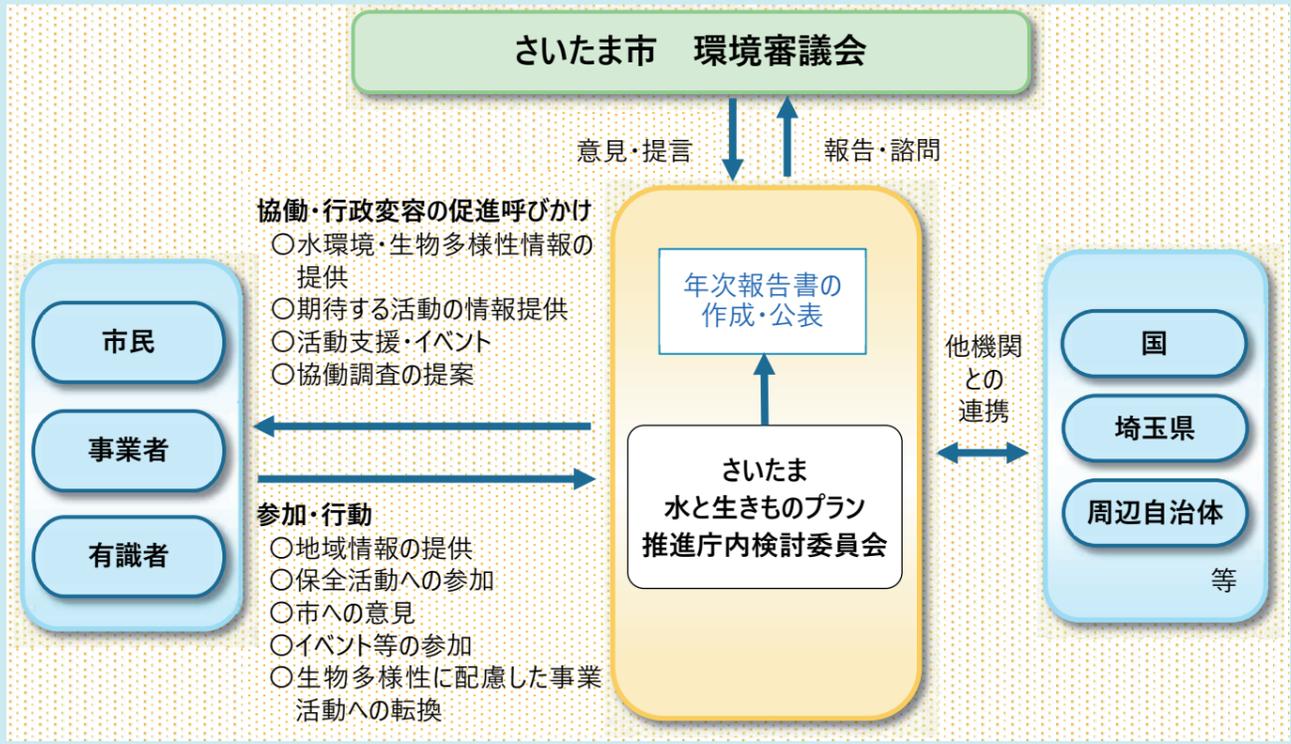
推進主体

本計画の施策を実現するための主体と各主体に期待される役割を明確にします。

市民	自然とのふれあいや体験活動、ボランティアなどへの参加・協力など
市民団体	身近な課題を誰より把握、ボランティア・協力者、専門知識・経験を活かした担い手など
企業	生物多様性に配慮した事業活動へ移行、地域の取組への支援など
有識者	調査研究・技術開発の推進、専門家として各主体の取組に積極的に助言・協力など
行政	各種施策を推進、市民・企業の連携を資金的・物質的・制度的にバックアップなど

推進体制

本計画は市民・企業・有識者との意見交換や、国・県・周辺自治体との連携を図り、協働で推進します。客観性を持たせるために、庁内検討委員会が施策の進行管理と進捗検証を行い、環境審議会からの客観的な意見を受けたうえで、結果を環境基本計画の年次報告書として公表します。



進行管理

本計画の進行管理は、市民、事業者、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。PDCAサイクルは計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。毎年度実施するPDCAにおいては、その時点の社会の状況等から判断し、実行することが必要な課題等が生じることも考えられることから、計画の推進の中で適切に対応しながら取組を進めていきます。

発行 令和8年3月
 編集 さいたま市環境局環境共生部環境対策課
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 TEL 048-829-1329/FAX 048-829-1991
 E-mail kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

この冊子は、500部作成、1部当たりの印刷経費は99円です。

リサイクル適性(B)
 この印刷物は、紙へリサイクルできます。

さいたま水と生きものプラン

さいたま市生物多様性地域戦略 さいたま市流域水循環計画

概要版

計画の基本的事項

計画策定の背景と目的

本市では、公共用水域への負荷の低減に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成18（2006）年3月に「さいたま市水環境プラン」を策定し、平成29（2017）年3月には水循環基本法の基本理念を踏まえ、本市における健全な水循環の確保と良好な水環境の保全を図る計画として「さいたま市水環境プラン（第2次改訂版）」を策定しました。その後、本市を取り巻く環境や国内外の動向を踏まえ、令和3（2021）年3月に「第2次さいたま市環境基本計画 さいたま水と生きものプラン」を策定しました。

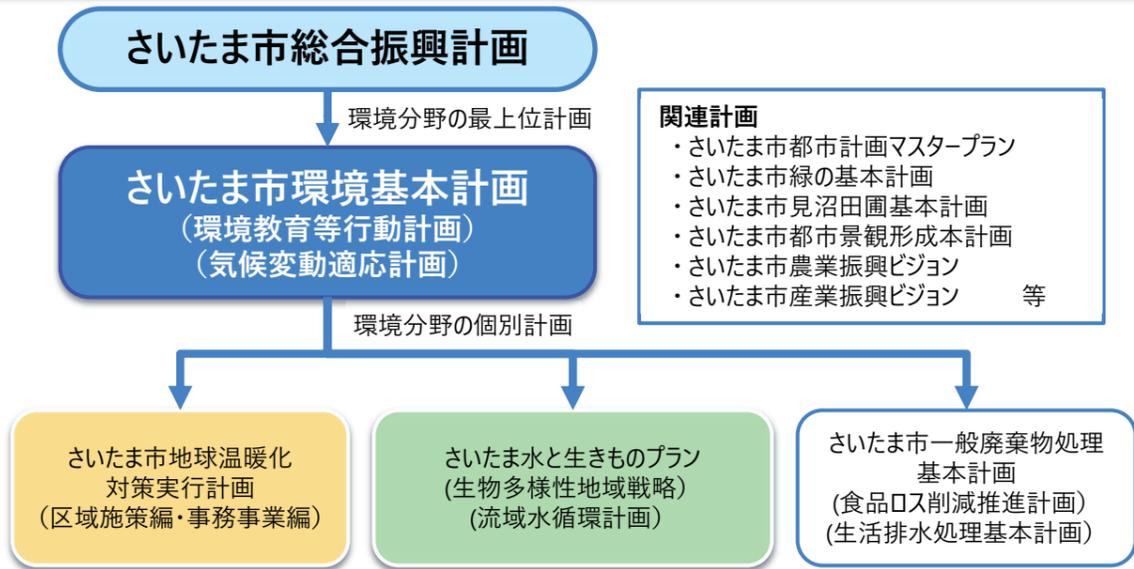
本計画は、国が平成27（2015）年7月に策定した「水循環基本計画」において「流域水循環計画」の1つとして位置付けられるとともに、生物多様性基本法の基本理念を踏まえ、地域の生物多様性の保全と持続可能な生物の利用に係る取組を推進するものです。また、同法第13条に規定する生物多様性地域戦略にも位置づけられ、重要な役割を担う存在です。

特に、本プランは、さいたま市における令和12（2030）年のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現を目指すものです。

計画の位置づけ

本計画は、「水循環基本計画」において「流域水循環計画」に位置づけられるとともに、生物多様性基本法第13条に規定する生物多様性地域戦略に位置づけられます。

「第2次さいたま水と生きものプラン」では、さいたま市環境基本計画に、地球温暖化対策実行計画とともに包含されていましたが、本計画（第3次）以降はそれぞれ独立した計画になります。



計画期間

令和3（2021）年度 ～ 令和12（2030）年度

対象範囲

区分	内容
基盤環境	水循環(表流水、地下水)、地形・地質
環境	水質、生態系(動物、植物)、植生
文化・社会活動	生活・事業活動(土地開発、排水等)、なりわい(農業、漁業)、人と自然とのふれあい活動、防災(水害)、教育・学習、経済活動

計画の目標

さいたま市が目指す生物多様性・水循環分野の将来像

目指す将来像

人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

本市の環境の基盤である水の循環は、その健全な循環が保たれることによって、市民や事業者が生活や事業活動に持続的に利用できるようになってきました。このように市内を循環する豊かな水は、市内にすむ動物や植物にとっても重要であり、市内の緑の拠点でもある荒川や見沼田圃、元荒川周辺の水と緑や、里山などの自然は、多くの生きものたちの生息・生育の場となっています。これらの清涼で豊かな水と緑は市民に自然とのふれあいの場を提供するだけでなく、畑や水田等の農地としても活用されています。

また、公園・緑地の整備や、市街地での開発行為の際には可能な限り緑地を設けたり、雨水浸透施設等を整備したりするなど市街地部の水循環を確保することで、湧水が復活し、メダカなど生きものが身近に見られるようになってきました。市内の水辺は、安全に配慮して整備され多くの市民が親しんでいます。

また、災害にも強いまちづくりが進められており、安全・安心な市民生活が実現し、パートナーシップによるまちづくりが進められています。

<2030年像のイメージ>



計画の目標

第2次さいたま市環境基本計画に掲げる成果指標

基本目標3 ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

基本項目	成果指標項目	成果指標	
		実績値 令和7年度	令和12年度
健全な生態系と水循環の保全	水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	68%	73%

将来像

2030年像

施策の柱

施策の方向

施策

人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

1
健全な生態系と水循環の保全

2
自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

3
様々なステークホルダーの協働による活動の推進

1-1
生物多様性の維持・回復・創出

1-2
健全な水循環と安全で美しい水の確保

2-1
自然の機能を活かした社会課題の解決(NbS)

2-2
ネイチャーポジティブ経済の実践

2-3
水・生きものの恵みを実感した行動変容

3-1
水循環・生物多様性保全に向けた広域的な連携・協働

- 1) 重要拠点の保全
- 2) 生態系ネットワークの構築
- 3) 外来生物対策
- 1) 地下水の涵養、湧水の維持と復活
- 2) 水辺の整備
- 3) 水質の保全
- 4) 水防災
- 1) 地球温暖化対策
- 2) グリーンインフラによる課題解決
- 1) ネイチャーポジティブ経営に向けた経済の実践
- 1) 生物多様性の理解
- 2) 水質保全に向けた理解
- 1) 効果的・継続的な協働・連携の体制づくり
- 2) 様々な連携による地域課題の解決・地域の活性化

施策の柱1 健全な生態系と水循環の保全

本市の保護区域は約7.6%であり、今後、本市として国家戦略の行動目標の一つである30by30目標にどれだけ貢献できるかが求められます。このため、現存の保護区域・自然共生サイトに加え、地域生物多様性増進法に基づく「維持・回復・創出」を目指したサイトの認定支援等により保護区域を増やしていきます。また、地域の特性を踏まえ、それぞれの水環境と生態系の質を向上させ、都市部ならではの生態系及び水循環を保全していきます。

施策の方向1-1
生物多様性の維持・回復・創出

2 生態系を回復しよう。 3 陸と海を守ろう。 4 種を絶滅から守ろう。 5 野生種の乱獲をやめよう。 7 汚染を減らそう。 8 生物多様性と気候変動を統合的に解決しよう。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
「維持型・回復型・創出型」自然共生サイトの申請にむけた計画策定数	0件	3件	8件
水生生物調査における確認種数の増加	-	-	前回調査比5%増

推進する施策

- 1) 重要拠点の保全 2) 生態系ネットワークの構築 3) 外来生物対策

施策の方向1-2
健全な水循環と安全で美しい水の確保

3 陸と海を守ろう。 7 汚染を減らそう。 11 自然の恵みを取り戻そう。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
公共用水域環境基準達成率(BOD75%値)	98%	98%	100%
整備促進エリアの完了数(現行)	16か所	20か所	5年間で11か所増

推進する施策

- 1) 地下水の涵養、湧水の維持と復活 2) 水辺の整備 3) 水質の保全 4) 水防災

施策の柱2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

グリーンインフラは、自然の多様な機能を活用して社会課題の解決を図る考え方です。本市では緑の基本計画と連携し、生態系ネットワークの確保や水循環機能の回復を進めるとともに、気候変動の影響に対応するため、緩和策と適応策を組み合わせることで生息環境の保全を図ります。

施策の方向2-1
自然の機能を活かした社会課題の解決(NbS)

8 生物多様性と気候変動を統合的に解決しよう。 9 野生種の利用をサステナブルに。 10 森林水産物をサステナブルに。 11 自然の恵みを取り戻そう。 12 水と陸あふれる街作りを。 13 遺伝資源の利益を適切に分けよう。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
適応策に資する事業数	20事業	23事業	28事業

推進する施策

- 1) 地球温暖化対策 2) グリーンインフラによる課題解決

施策の方向2-2 ネイチャーポジティブ経済の実践

15 ビジネスの真ん中で取り組もう。
16 消費にサステナブルな選択を。
18 有害なインセンティブを見直そう。
19 実行に向けて資金を確保しよう。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
ネイチャーポジティブ経営に向けたセミナーの開催数	—	—	5年間で5回

推進する施策

1) ネイチャーポジティブ経営に向けた経済の実践

施策の方向2-3 水・生きものの恵みを実感した行動変容

11 自然の恵みを取り戻そう。
12 水と緑あふれる街作りを。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
生きもの調査に参加した市民の延べ人数	280人	—	600人

推進する施策

1) 生物多様性の理解 2) 水質保全に向けた理解

施策の柱3 様々なステークホルダーの協働による活動の促進

新たに施行された地域生物多様性増進法では、多様な主体が連携して保全活動を行うための協議会設立が求められています。また水循環分野でも、流域全体を視野に入れた総合的な水管理が重要となっています。これらを踏まえ、さいたま市では、市民・企業・各種団体、さらには市域を超えた広域連携によって情報共有と協働体制を構築し、各主体の強みを活かしながら地域課題の解決と地域の活性化を目指します。

施策の方向3-1 水循環・生物多様性保全に向けた広域的な連携・協働

14 あらゆる意思決定で意識しよう。
21 データや情報をもっと使いやすく。
22 みんなで考え、みんなで決めよう。
23 ジェンダー平等で推進しよう。

目標管理のための指標

項目	最新	中間(R7)	計画(R12)
生物多様性に繋がる取組をしている市民の割合	5%	—	50%
生きもの調査や保全活動に参加した企業・団体の数	39団体	—	70団体

推進する施策

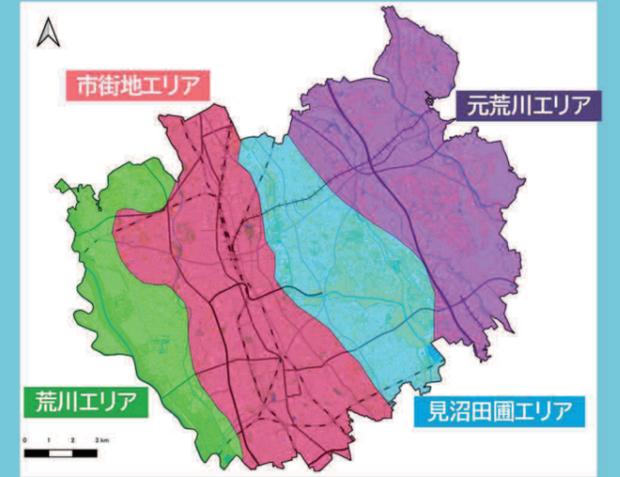
1) 効果的・継続的な協働・連携の体制づくり 2) 様々な連携による地域課題の解決・地域の活性化

エリア別計画

エリアマネジメントの展開

生物多様性の保全は、脱炭素施策における温室効果ガス削減目標と異なり、地域ごとの特色のある生態系に応じた管理が求められます。

本市にも地域ごとに様々な生態系が存在しますが、本プランでは、市内を自然環境によって、荒川流域、市街地、見沼田圃地域、元荒川地域の4つのエリアに分け、それぞれのエリアに応じたマネジメントを実施し、エリアごとのネイチャーポジティブの実現を目指すものです。



エリアごとの施策の方向性

荒川エリア

～荒川が支える水と緑と生物多様性～

施策の方向性

- 農地と河川の連続性を維持し、湧水環境及び水源の荒川につながる健全な水循環を維持する。また、自然共生サイトを中心とした、エリア全体の生態系サービスの向上を図る。
- 荒川が支える生物多様性に触れ、体験学習の場など、市民が環境に触れ合う場を維持・創出し、水や生きものの恵みを実感した行動変容を促進する。
- 市民や事業者と各種環境イベントや保全活動を連携・協働して実施する。



トウキョウガムシガエル ハグロトンボ

市街地エリア

～都市環境の緑による生態系ネットワークの形成～

施策の方向性

- 水辺や街路樹を活用した生きものの生息空間を保全する。
- グリーンインフラの活用によりヒートアイランド現象緩和や内水氾濫の抑制等をはかる。
- 環境にやさしいライフスタイルが選択され、企業や市民と連携して緑が整備され、これを保全する。



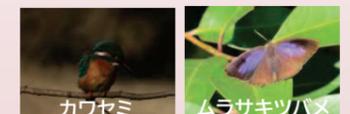
ベニジミ ツクサ ナミテントウ カナヘビ

見沼田圃エリア

～見沼田圃を中心とした農地・里地生態系の保全～

施策の方向性

- 見沼田圃等の生物多様性上、グリーンインフラ機能上重要な拠点を保全する。
- 象徴的な自然を維持し、市の観光資源とするとともに、住民の地域への愛着を醸成し、環境に配慮した事業活動や行動を促進する。
- 環境保全型農業体験や遊休農地の有効活用を通じて、身近な自然における自然体験・環境学習の機会を整備する。



カワセミ ムラサキツバメ

元荒川エリア

～荒川が支える水と緑と生物多様性～

施策の方向性

- 農地や水辺の連続性を確保することで水循環と生物の生息場を維持する。
- 米や花卉を含む多種多様な作物の生産の促進や優良な農地の保全により農地の多面的機能を発揮する。
- 市民や事業者との各種環境イベントを連携・協働して開催する。



ナツアカネ キツネ アカネズミ オイカワ